



福岡医発第 2206 号 (総)

平成 15 年 3 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



福岡県メディカルセンター施設視聴覚機器整備
募金の寄附金控除について

標題のことについては、福岡医発第 1912 号 (平成 15 年 1 月 27) にて既にお願いたしておりますが、本募金事業にご寄附いただく個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号において、また、法人関係については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定において、国に対する寄附金として国税局より確認を受けております。

従って、本募金事業への寄附金は寄附金控除が受けられることになっており、ご寄附後、受領書を発行いたしますので、確定申告時に添付して申告することになります。

つきましては、本件は税務上の取り扱いが関わるため、貴会顧問税理士はじめ、関係各位にご周知いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。